財團法人 協調會福岡出張所
社團法人 福岡勞務協調會

一、要求事項並に經過

九、原因

八、同　　六月十日

七、同　　六月十日

六、參加人員　二十名（坑夫）

五、減給人員　一、六九名

四、事業主　炭坑　大　組（三菱系）

三、事業の種類　採炭業

二、所在地　福岡縣嘉穗郡

一、名稱　株式會社　一瀬炭坑

來る六月十日一瀬炭坑大夫賃金値下要求に關し一瀬炭坑大夫より左の如き申出あり、福岡勞務協調會より調停を開始したるが、其の要求條項は左の如くである。

一、要求事項並に經過

十、要求事項並に經過

1、五月十五日より十九日迄の五日分賃金一圓四十五錢を平素の平均額二圓位に增額すると共に將來も可成平均賃金額以上となすこと

2、現場員松尾正毅は稼働者に對し甚だ苛酷な取扱をなすを以つて炭坑として適切なる處置を構ぜられたし

右要求に對し炭坑當局は翌十日回答する旨を約し輕擧を戒めたので代表者等は直ちに入坑就業したのであるが、炭坑側に於ては同日午後三時代表者三名を選び炭坑勞務係事務所に口頭を以つて次の要求をなしたのである。

1、五月十五日より十九日迄の五日分賃金一圓四十五錢を平素の平均額二圓位に增額すると共に將來も可成平均賃金額以上となすこと

2、現場員松尾正毅は稼働者に對し甚だ苛酷な取扱をなすを以つて炭坑として適切なる處置を構ぜられたし

右要求に對し炭坑當局は翌十日回答する旨を約し輕擧を戒めたので代表者等は直ちに入坑就業したのであるが、炭坑側に